

店頭外国為替証拠金取引約款

この店頭外国為替証拠金取引約款(以下「本約款」といいます。)は、お客様が株式会社EMCO証券(以下「当社」といいます。)の提供するサービスを利用して店頭外国為替証拠金取引(以下「本取引」といいます。)を行う場合の権利義務関係に関する取り決めです。お客様は、「店頭外国為替証拠金取引説明書(金融商品取引法第37条の3の規定による契約締結前交付書面)」及び「本約款」(以下、「契約書面等」といいます。)の内容を最後までお読みになり、本取引の仕組み、内容、リスク等を十分に理解した上でご承認頂き、お客様の責任と判断で本取引を行う必要があります。なお、本約款における用語の意義は、本約款の第1条(定義)において定めるところとします。

第1条 (定義)

本取引において用いられる用語については、次の各号のとおり定義します。

1. 「外国為替レート」とは、インターバンク市場における取引価格を参考として、当社が提示する価格をいいます。
2. 「スワップポイント」とは、取引の対象となる外貨と円貨及び外貨同士の金利差調整分を換算し、精算した金額をいいます。
3. 「ポジション」とは、本取引における未決済の約定をいいます。ポジションは、建玉と同じ意味となります。
4. 「反対売買」とは、買いポジションを反対に売って決済すること、又は売りポジションを反対に買って決済することをいいます。
5. 「預託証拠金」とは、本取引を行う為に、お客様が当社に預託する担保としての金銭をいいます。
6. 「預託証拠金残高」とは、預託証拠金に既決済損益及び出金予約額を加算減算した証拠金をいいます。
7. 「ポジション必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要となる証拠金のことをいいます。
8. 「建玉評価損益」とは、保有しているポジションを時価により評価したものをいいます。また、建玉評価損益に未決済のスワップポイントを加味したものを「評価損益」といいます。10,000通貨単位未満の取引については、決済取引によって反対売買されるまでは、新規及び決済にかかる取引手数料が評価損益に含まれます。
9. 「注文証拠金」とは、未約定の注文について取引単位あたりに必要とされる証拠金のことをいいます。
10. 「証拠金維持率」とは、ポジション必要証拠金の額に対する純資産額の比率のことをいいます。

11. 「建玉可能額」とは、新規の取引を開始するために、取引単位あたりに必要とされる証拠金の額のことをいいます。建玉可能額は純資産額をアラートラインの比率で割った額からポジション必要証拠金と注文証拠金を差し引いた額となります。

12. 「出金可能額」とは、現時点で出金依頼を行うことができる預託証拠金の限度額のことをいいます。

13. 「純資産額」とは、その時点で全ての取引を終了した場合のお客様の資産です。預託証拠金に評価損益をたし合わせたものから出金予約額を減じたものとなります。

14. 「ロスカット」とは、本取引によるお客様の損失拡大を防ぐ為にポジションを強制的に反対売買することをいいます。

15. 「売買の区別」とは、新規の売り、新規の買い、決済の売り、決済の買いの区別をいいます。

16. 「アラートライン」とは、ロスカット処理の注意を促す目的で設定する証拠金維持率のことをいいます。

第2条（本取引の内容）

1. 本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、通貨の売買取引を行う店頭外国為替証拠金取引（金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引）であり、当該売買の目的となっている通貨の新規の売り若しくは買い、これらに対する決済の売り若しくは買い（以下、「反対売買」といいます。）による差金の授受によって決済する取引です。本取引にはこの決済による売買損益の他にスワップポイントによる損益及び手数料が発生します。

2. 本取引は、お客様がインターネットを通じて当社が管理するサーバー（以下「本サーバー」という。）にアクセスし、当社がサーバー上で提供する取引システム（以下「本取引システム」という。）を利用して行われることを原則とします。本取引サービスの利用において、本取引システムの改変及び本取引システム以外の使用を禁止します。また、電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文及びその変更・取消しは、当社が別途認めた場合を除き受け付けません。

3. お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で当社が別途定めるインターネット接続環境を準備する必要があります。

第3条（取引口座）

1. お客様は本取引を行うに際し、契約書面等を承諾及び同意した上で当社所定の方法により、本取引を行うための口座（以下、「本取引口座」という。）の開設を申し込むものとします。

2. 本取引口座の開設については、当社の審査基準に基づき適否を判定するものとし、お客様は当社が本取引口座の開設を承諾した場合に限り、本取引を行うことができます。

3.前項の口座開設時の審査は、お客様が口座を一旦解約された後、再び口座を開設される際にも行われます。

4.本取引により行われる金銭の移動はすべて本取引口座を通じて行われ、本取引の損益、残高も本取引口座で管理されるものとします。本取引口座は、お客様一人につき一口座のみの開設となります。

第4条 (取引口座開設基準)

1.本取引システムを利用し、本取引口座を開設することができるお客様は、以下の各号の基準を満たしていることを必要とします。

- 1)ご自身の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。
- 2)日本国内に居住する満20歳以上であり、法律上の行為能力を有する個人であること。
- 3)ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。
- 4)当社と電話若しくは電子メールで常時連絡が取れること。
- 5)本取引に係るリスク・商品の性格・内容を十分理解していること。
- 6)ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
- 7)本取引にかかる契約締結前及び締結時の書面、取引報告書、取引残高報告書、年間損益報告書、その他法令により交付すべき書面を電磁的方法により当社が提供することを同意頂けること。
- 8)振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。
- 9)マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行わないこと。不法な反社会的勢力の一員でないこと。
- 10)お客様が法人の場合、日本国内において本店又は支店が登記されていること。
- 11)その他当社の定める口座開設基準に該当すること。

2.当社における審査の結果、当社がお客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査結果及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

第5条 (本人確認書類)

口座開設審査において、お客様ご本人の確認をする目的で、運転免許証や住民票の写し等をご提出していただくことを要します。

1.個人のお客様の場合(下記書類のいずれか一点)

- イ.各種健康保険証(カード式で裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります)
- ロ.運転免許証(変更があれば裏面も必要となります)
- ハ.パスポート(顔写真のページ、住所のページをそれぞれ必要となります)
- ニ.住民基本台帳カード
- ホ.外国人登録証(必ず両面コピーが必要です)

- へ. 外国人登録原票記載事項証明書
 - ト. 住民票の写し(コピーのことではありません)
 - チ. 印鑑証明書
 - リ. その他、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの。
 - イ~ホは有効期限内又は現在有効なものをコピーしてご用意下さい。
 - へ~チは作成・発行日から3ヶ月以内の原本をご用意下さい。
2. 法人のお客様の場合(下記書類のすべて)
- イ. 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
 - 発行日から3ヶ月以内の原本(コピー不可)
 - ロ. 代表者の本人確認書類(前号個人のお客様の場合と同様)
 - ハ. 取引担当者の本人確認書類(前号個人のお客様の場合と同様)

第6条 (預託証拠金)

1. お客様は本取引を行うにあたり、取引により生じるお客様の一切の債務を担保するために、当社が別に定める証拠金を当社に預託するものとします。証拠金の預託は全額現金により行うものとし、有価証券等による預託の受入れは行わないものとします。
2. お客様は、初回到預託する証拠金の金額は、当社の定める初回入金額以上であることを了承するものとします。
3. お客様は、預託証拠金の金額が当社の定めるポジション可能額以上であることを了承するものとします。
4. お客様が新規の取引を開始するためには、純資産額がポジション必要証拠金にアラートラインの比率を乗じた額以上である必要があります。必要な証拠金が全額当社に預託されていない場合、お客様が申し出た注文は無効となります。
5. 当社はお客様に事前に通知することなく、預託証拠金の料率を変更することができるものとします。
6. 当社は、本取引に係るお客様の債務の弁済を受けるまでは、預託証拠金を担保として留保することができるものとします。
7. 当社は、お客様が当社の指定した日までに債務を弁済しない場合は、事前に通知することなく、前項の規定により留保された金銭をもって当該債務の弁済に充当することができるものとします。この場合において、その充当につき不足が生じるときは、不足額についてお客様から追徴するものとします。
8. お客様からお預りした預託証拠金に利息は付さないものとします。
9. お客様は、前各項に定めるほか、本取引に係る預託証拠金の取扱いについては契約書面等を遵守するものとします。

第7条（区分管理）

当社では、お客様からお預かりした預託証拠金を、信託業法上の信託会社にて、当社の自己の資金とは区分して管理します。

当社と信託会社の間で行う顧客区分管理信託に関し、お客様は別紙「顧客区分管理信託契約におけるお客様の権利等に関する事項の概要」を承諾した上で、本取引を行うものとします。

第8条（差金決済）

本取引に係るお客様のポジションについて、お客様が任意にこれを反対売買することができるものとします。この場合、当社はおお客様の売付総代金から買付総代金を控除し、お客様の本取引口座において預託証拠金に振替えます。益金がある場合は預託証拠金に加算し、損金がある場合は預託証拠金をもって充当します。これによってお客様の預託証拠金の額が増減することを、お客様はあらかじめ了承します。

第9条（ロールオーバー）

お客様が、第8条の反対売買による差金決済の指図を当社の定める日時（米国冬時間は東京時間6:50、米国夏時間は東京時間5:50）まで行わなかった場合、当社はおお客様に事前に通知することなく、当社の定める日時に、当社の定める外国為替レート、スワップポイント、諸経費の計算に基づいて、本取引に係るお客様のポジションの計算上の損益を求め、自動的に期限の決済の繰り延べを行うものとします。

第10条（強制決済）

お客様が第21条に定める期限の利益を喪失した場合、又は次条に該当する場合は、お客様に事前に通知することなく、当社はおお客様のポジションをおお客様の計算において決済することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

第11条（ロスカット）

1. 純資産額が、ポジションに係る証拠金必要額に対して当社が定める比率を乗じて算出した額を下回った（証拠金維持率が当社が定める比率を下回った）場合には、当社が、お客様に事前に通知することなく即時、お客様の発注済みの注文を全て取消するとともに、お客様の計算において全ての未決済ポジションを、反対売買により差金決済することとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

2. ポジションの計算上の評価損が発生し、お客様が新たに預託証拠金を当社に入金された場合でも、取引口座への金額の反映が間に合わず、ロスカットにより反対売買が執行されることがあることを、お客様は、あらかじめ承諾するものとします。

3. お客様は、当社が第1項の反対売買による差金決済を行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託証拠金から差引くこと、また売買損金額が預託証拠金の額を上回

った場合、その差額を当社が指定する期日までに支払うことをあらかじめ了承します。

4 . 第1項に定めるロスカットの基準及び当社が定める比率は、当社の判断によって変更することができるものとします。

第12条 (証拠金の出金)

1 . 純資産額がポジション必要証拠金を越えている時は、本取引システム内の余剰金額の範囲内でお客様は超過分の全部又は一部の出金を請求することができます。

2 . 前項の出金予約額は、当社が別途定める方法により行うものとします。

3 . 出金請求の手続きを取られた場合、出金請求日から原則3営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。(通常は営業日当日午前11時までには当社で確認できた出金請求につきましては、原則として当日お客様の銀行口座へ振込み手続き致します。午前11時以降の受付分は翌日以降の振込み手続きとなります。)

4 . 前項に関わらず、債権保全その他の事情により、当社が証拠金を維持する必要があると認められた場合は出金手続きを保留させて頂く場合もございます。なお、海外休業日等の事情によっては、お客様の銀行口座への振込みが翌々営業日を過ぎる場合もあります。

5 . 出金可能額の計算、出金回数及び振込手数料の負担につきましては、当社が別途定める方法で行います。お客様からの出金請求を受け付けた後、純資産額とポジション必要証拠金の差額が出金予約額を下回った場合、出金によるロスカットの可能性が明らかであれば、当社は出金処理を中止することができるものとします。

第13条 (手数料等諸経費)

取引手数料は、10,000通貨単位以上の取引については無料です。10,000通貨単位未満は取引毎に1通貨単位あたり3銭、1,000通貨単位あたり30円がかかります。新規取引の際に1,000通貨単位で取引した建玉については、その合計の建玉が10,000通貨以上となった場合でも決済手数料がかかります。

取引口座からの出金の際の振込手数料は当社負担といたしますが、出金額は2,000円以上とさせていただきます。ただし、出金可能額が2,000円に満たない場合の全額出金は可能とします。入金の際の振込手数料等その他の費用は、お客様の負担とします。

第14条 (リスクと自己責任)

お客様は、本取引について、次の各号に掲げる内容を十分に理解した上で、本約款記載事項を承諾し、自己の判断と責任においてお客様の計算で取引を行うものとします。ただし、本約款がすべてのリスクその他重要な要因をすべて網羅しているものではありません。

1 . 外国為替相場の変動リスク、金利変動リスク及び取引市場環境の変化のリスクを伴うものであること。

2 . レバレッジ効果があるため、少ない証拠金で大きな利益を得る可能性がある反面、多大な損

害を生じる可能性もあり、かつ、元本保証ではないこと及びその損失の額が預託証拠金を上回る
こととなるおそれがあること。

3. 店頭外国為替証拠金取引に係る預託証拠金は、「日本投資者保護基金」及び「日本商品委託
者保護基金」の補償対象外であり、お客様の預託証拠金を公的に保全する制度ではないこと。

4. 政治、経済若しくは金融情勢の変化、天災地変、戦争、ストライキ、外貨事情の急変、各政
府若しくは外国為替市場による規制、又は不測の事態により、取引が制限されたり、金銭授受の
遅延等、お客様に負担が生じるリスクがあること。

5. 外国為替市場でのカバー取引が不可能となり又は制限されることになり、お客様と当社の取
引も不可能となり又は制限される可能性があること。

6. 通貨の流動性が低下すると、その通貨の取引ができなくなり、その結果大きな損失が生じる
可能性があること。

7. 本取引は政府機関により規制された市場で行われるものではなく、当社が提示する価格は、
当社がお客様に独自に提示するものであり、市場における流動性などに応じてお客様により又は
個別取引により異なる場合があること。

8. 通信機器及び通信回線、その他インターネットに関するインフラの障害等による取引が制限
されるリスクがあること。

9. 当社は予告なく営業を休止することがあり、この場合、お客様は当社に対し営業を継続させ
る権利を有せず、お客様が当社に請求できるのは、未決済取引と、証拠金又は担保の返還のみと
なること。

第15条（法令等の遵守）

お客様は、本取引を行うにあたり、「金融商品取引法」、「外国為替及び外国貿易法」その他関連
諸法令を遵守するものとします。また、かかる関連諸法令に基づき必要とされる証明書、証拠書
類等を当社に提出することをあらかじめ了承するものとします。

第16条（ログインID、パスワード）

1. 当社は、お客様の取引口座開設審査を経て口座開設を承認した後、お客様に本取引システム
利用のためのログインIDとパスワード(以下、「ログイン情報」といいます。)を発行します。
ログイン情報の発行通知については郵送のみの通知となります。

2. 本取引システムの利用は、本取引の際にお客様が入力するログイン情報が当社に登録されて
いるものと一致した場合のみ、行うことができます。

3. お客様は、ログイン情報を管理する責任を負うものとし、ログイン情報を使用できるのはお
客様ご本人にのみとします。これらを他人に貸与若しくは譲渡することはできません。また、パ
スワードについては、お客様の責任で、当社所定の方法により変更するものとします。

4. お客様のログイン情報を使用して、本取引システムに対して行われた売買注文に係る指図及
び預託証拠金の払い出しに係る指図、並びに連絡について、当社はお客様自身が行ったものとみ

なします。

5. 前項に基づき当社が通知したログイン情報を使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、又は他人に貸与若しくは譲渡することはできません。お客様ご本人以外の第三者の使用が判明した場合には、当社は、そのお客様による本サービスの利用を停止・中止いたします。また、お客様は、ログイン情報が第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、ログイン情報により、第三者が行ったすべての取引についての責任はお客様ご本人が負担するものとします。さらに、お客様が、第三者にお客様のログイン情報を使用させたことに関して当社に損害等が生じた場合には、お客様は、当社に対して、かかる損害等を賠償、補償又は補填するものとします。

第17条（注文の受付・実行）

1. 本取引の注文の受付と実行に関しては、次の各号によるほか、契約書面等に従うものとします。

2. お客様は、当社に対し、通貨ペア、取引数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等、当社のあらかじめ指定する事項を明示した上で、当社に対する取引の注文を行うものとします。

3. お客様が当社と行う本取引において取り扱う通貨ペア、注文の種類、及び注文の有効期限を指図する場合の最大日数は、当社が定めるものとします。

4. お客様は、当社がこれら通貨ペア、取引数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等を変更できることをあらかじめ了承します。

5. お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量は、お客様の預託証拠金の額及びお客様の保有ポジションに応じて当社の定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大注文数量の範囲内に限られるものとします。

6. お客様は、当社がこの最大注文数量を変更できることをあらかじめ了承します。

7. お客様が本取引システムを利用して行う売買注文は、入力内容を当社が受信し確認をした時点で、受信した内容の注文を受け付けたものとします。

8. 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとします。ただし、以下の事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させないことができます。

- 1) お客様の本取引口座における純資産額がポジション必要証拠金額にアラートラインの比率を乗じた金額の総額に満たない又は当該注文の執行によりポジション必要証拠金額にアラートラインの比率を乗じた金額の総額に満たなくなるとき。
- 2) 注文の内容が法令、本約款その他の当社の規程に違反するとき。
- 3) 外国為替市場でのカバー取引ができないとき。
- 4) 注文が本取引システムにおける価格等の誤表示に基づくものであるとき。
- 5) その他取引を成立させるのが相当でないと当社が判断したとき。

9. お客様は、第1項の注文のうち、当社とお客様との間で取引が成立していない未約定注文に限り、本取引システム上で取消又は変更等を行うことができます。

10. お客様の操作の誤りにより成立した売買注文に関する責はお客様が負い、当社はその責を負わないものとします。

第18条 (電子交付)

当社は、お客様に対し提供する金融商品取引法に規定される各種交付書面について、書面交付に代えて金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、「府令」といいます。)に定める電磁的方法によって交付(以下、「電子交付」といいます。)することができるものとします。当社は、お客様が本約款の同意をもって電子交付を承諾したものとし、次の各号の定めるところによって電子交付を行うものとします。

1. 当社は、次に掲げる方法によって電子交付を行うものとします。

イ.当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等(以下、「当社顧客画面」といいます。)に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法。(府令第56条1項1号八に規定される方法)

ロ.当社顧客画面に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに同意に関する事項を記録する方法。

第19条 (外国為替レート)

1. お客様は、当社に対し、外国為替市場の取引レートに基づいて当社が提示する外国為替レート以外の外国為替レートを主張できないことをあらかじめ了承するものとします。

2. お客様は、成行注文又は逆指値注文等の場合、為替レートの変動等により実際の約定価格が取引画面の提示レート又はお客様の指定した外国為替レートとは同一にならない場合があること、指値注文の場合はお客様のご注文はお客様が注文された価格で約定することをあらかじめ了承するものとします。

3. システムのメンテナンス中、障害時はレートを配信できないことをあらかじめ承いたします。

第20条 (スワップポイント)

お客様が第8条において当社が定める日時を越えてポジションを保有するときは、以下の各号に従いスワップポイントが発生いたします。但し、適用される料率は、市場金利に基づき、当社が定めるものとします。

1. お客様が買い越した通貨の金利の方がお客様が売り越した通貨の金利よりも高い場合には、その金利差に基づき計算されたスワップポイントがお客様に支払われるものとします。

2. お客様が売り越した通貨の金利の方がお客様が買い越した通貨の金利よりも高いときは、その金利差に基づき計算されたスワップポイントをお客様が当社に支払うものとします。
3. 1円未満のスワップポイントは、受取の場合は切捨て、支払いの場合は繰上げとします。
4. 前項にかかわらず、当社の規定により、スワップポイントの受払いでなく、お客様から当社へのロールオーバー費用の支払い義務が生じる場合があります。

第21条（期限の利益の喪失）

1. お客様に以下の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催促等がなくても、お客様は当社に対する本取引に係わる一切の債務について期限の利益を失い、ただちに弁済することとします。

- 1) 破産、特別清算、会社更生手続き開始、民事再生手続き開始又は特別清算手続き開始の申立その他これらに類する倒産手続きの申立があった場合。
- 2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 3) 支払停止となったとき。
- 4) お客様の当社に対する取引又はポジションに係るその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送された場合。
- 5) お客様の当社に対する取引又はポジションに係る債務について差入れている担保の目的物について差押又は、競売手続の開始があった場合。
- 6) 外国法に基づき、前各号までに定める事由に相当する事由が発生した場合。
- 7) 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となった場合。
- 8) お客様が死亡した場合又は心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難になった不可能となったことを当社が確認した場合。
- 9) お客様が当社に対し営業に支障をきたすと当社が認める行為を行った場合。

10) 口座開設時又はその後に当社に対して虚偽の申告又は届出をしたことが判明した場合

2. お客様に以下の事由いずれかが生じた場合には、当社の請求により、お客様は本取引及びポジションに係る当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに弁済することとします。

- 1) 当社に対する本取引及びポジションに係る債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
- 2) お客様の当社に対する債務(但し、本取引及びポジションに係る債務を除く。)について差入れられている担保の目的物について差押え又は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。
- 3) お客様が法令、本約款、その他の当社との間の約定取引、取引慣行又は公序良俗いずれかに違反したとき。
- 4) お客様が当社 Web サイトの運営又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし又は

及ぼすおそれのある行為を行ったと当社が認めた場合。

5) レート又はレートの配信を操作する、若しくは本システムでは通常実行できないような取引を行う等、本システムに対する不当行為により不適正な取引を行ったと当社が認めた場合。

6) 前各号のほか、当社がお客様との取引継続を不適当と認める事由が生じたとき。

3. お客様は、第1項又は第2項の各号に定める事由のいずれかが生じた場合には、ただちに当社に対し書面をもってその旨の報告をすることとします。

第22条 (本取引利用契約の終了・解約)

1. お客様が本約款に基づく契約を解約する場合は、お客様は当社の指定する方法により当社に解約の申し入れを行うものとします。ただし、お客様にポジションがある場合は解約の申し入れを行うことができないものとします。

2. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は何らの通知、催告をすることなく、直ちに本約款に基づく契約を解約することができるものとします。またお客様にポジションがある場合は、お客様の計算において差金決済することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ承めます。

1) お客様が契約書面等の条項又は記載内容のいずれかに違反し、当社が解約を通告したとき。

2) お客様が法令等に違反したとき。

3) お客様が本取引を行うことについて不適格であると当社が判断したとき。

4) 第21条に定める期限の利益の喪失が生じたとき。

5) 第34条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。

6) お客様が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明したとき。

3. 前項の規定によりお客様との本取引を解除する場合において、お客様の本取引のポジションが残存するとき、又はお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、第8条、第10条、第24条、第25条の定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を精算するものとします。この場合に、お客様の当社に対する債務が生じたときは、直ちにその債務の弁済を行わなければならないものとします。

4. 本約款に基づく契約が終了した場合、その他の本取引に係る約款及びその他の関連規程等に基づく契約も同時に終了するものとします。

第23条 (取引サービスの中止及び廃止)

1. やむを得ない事情がある場合、お客様に事前に通知することにより、当社は本取引サービスの提供を中止又は廃止することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ承めます。

2. お客様は、前項により通知された取引サービスの中止・廃止日までに、すべてのポジションを反対売買し本取引を終了することをあらかじめ了承します。

3. お客様は、当該中止・廃止日にお客様のポジションが残存する場合には、第10条に準じて、当社が反対売買を行うことをあらかじめ了承します。

第24条（差引計算）

1. 当社との一切の取引において、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由により、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様の本取引に係る債権その他一切の債権をその債権の期限にかかわらず、当社はお客様に対する通知その他所定の手続きを省略し、いつでも相殺することができるものとします。

2. 前項によって差引計算をする場合、債務の利息及び損害金については当社所定の利率を差引計算の実行日まで付することができるものとします。

3. 第1項により差引計算をする場合、債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債務の利息レートについては、当社所定の利率によるものとします。

第25条（充当の指定）

お客様が当社に対する債務の弁済を行う場合、又は、当社が第24条の差引計算を行う場合において、お客様の弁済額又はお客様の当社に対する債権がお客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が任意に定める順序方法により、預託証拠金をもって不足額に充当することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

第26条（遅延損害金）

お客様が当社に対する債務の履行を怠った場合、当社は、お客様より履行期日の翌日から履行の日まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

第27条（債権譲渡等の禁止）

お客様が当社に対して有する債権は、他に譲渡、質入、その他処分をすることができないものとします。

第28条（届出事項の変更・通知の効力）

1. お客様が届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他当社が定める事項に変更があったときは、お客様は当社に対し直ちに当社の指定する方法をもって届出を行うものとします。

2. お客様の届け出た住所若しくは事務所の所在地又は電子メールアドレス宛てに当社により発信された諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着し、又は到達し

なかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとします。

第29条（政府機関等への報告）

1. 当社が政府機関又は業界団体から、法令又は規則等に基づきお客様に係る本取引の内容等を報告することを求められたときは、お客様は当社がこのような報告をすることに異議なく承諾するものものとします。
2. 前項の報告に関連してお客様に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第30条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、お客様の個人情報（お客様が当社に開示したお客様の属性に関する情報、及びお客様の取引に関する履歴等の情報）をお客様の事前の同意なく第三者に対して開示することはありません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。
 - 1) 官公庁等の公的機関から法令に基づき開示を求められた場合
 - 2) 当社、他のお客様又はその他の第三者の権利、利益、名誉等を保護するために必要であると認められる場合
 - 3) 当社が本約款に基づく業務を行うため、業務の委託先又は提携先に必要な範囲で開示する場合（この場合、委託先又は提携先に対しても適切な管理を要求いたします。）
2. 当社は、以下の目的でお客様の個人情報を業務上必要な範囲で利用します。
 - 1) お客様の口座開設時の審査目的のため。
 - 2) お客様口座への入出金処理、業務処理の連絡、各種お問合せに対する返信のため。
 - 3) 当社の商品やサービスに関するメールマガジンその他の方法による広告を含む情報提供、アンケート等の実施のため。

第31条（免責事項）

1. 本約款、本取引口座、本取引システム又は本取引に関連して、次の各号に掲げる事由によりお客様に生じた損失・機会利益の逸失、費用負担について、当社及び当社ウェブサイトへの情報提供元は一切の責任を負わず免責されることとします。
 - 1) 政治、経済若しくは金融情勢の変化、天災地変、戦争、ストライキ、外貨事情の急変、政府の規制等による外国為替市場の閉鎖・取引制限等、不測の事態又は不可抗力と認められる事由により、本取引に係る外国為替取引の執行、金銭の授受又は預託の手続き等が遅延し、又は不能となった場合。
 - 2) インターネット、携帯電話設備等の通信機器、通信環境、当社並びにお客様のコンピューター(ハード、ソフト)等の故障、障害、誤作動、市場関係者若しくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障・誤作動、通信回線のトラブル等により本取引シス

テムによるサービスの一部又は全てに障害が発生した場合等、本取引に関する一切のシステムリスク。

- 3) お客様の錯誤、誤入力によって売買注文が約定成立した場合、若しくは約定成立しなかった場合。
- 4) 電子メール又は郵便の誤配、遅延又は紛失等、当社の責めに帰すことのできない事由による場合。
- 5) 市場取引の急激な変動に伴う約定価格の乖離。
- 6) 急激な注文の殺到に伴う取引の全部又は一部の履行遅延、履行不能。
- 7) 当社が提供するチャートを含む情報の表示あるいは更新停止。
- 8) お客様のログインID、パスワードを第三者が使用して本取引を行った場合。
- 9) 第11条に定めるロスカットによるポジションの処分。
- 10) 本サービスで受ける情報の誤謬、停滞、省略及び中断ならびにシステム障害等。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合を除く。
 - 11) 市場レートから乖離したバグレートによる約定。
 - 12) その他、当社の責めに帰すことのない事由が発生した場合。
2. 前項各号の事由により、本取引に係る注文及びその執行がお客様の意図する内容で行われなかった場合も、お客様はその責を負うこととし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

第32条 (損害賠償についての制限)

当社の責に帰すべき事由であっても、その事由の如何にかかわらず、お客様の得べかりし利益については、当社はその一切の責を負わないものとします。

第33条 (録音)

当社は、当社とお客様の間で交わされる電話通話を事前の通告なしに録音できるものとします。

第34条 (サービス内容及び契約書面等の変更)

1. 当社は、本取引に関するサービスの内容及び契約書面等をお客様の事前の承諾なしに変更する場合があります。また、契約書面等は法令の変更、監督官庁の指示、所属加入協会の規定変更等に伴い、随時改訂される場合があります。
2. 前項により契約書面等又は当社が提供するサービス内容が変更された場合、当社はその内容を本取引システム又は当社ホームページ、若しくは電子メールによりお客様に通知します。この場合、本約款につきましては、お客様が所定の期日までに当社に対する異議の申し出を書面又は電子メールにより行わないときは、その変更に同意したものとみなすものとします。
3. 通知後に行われた取引は、本約款又はサービス内容の変更を承諾の上なされたものとみなします。

第35条（準拠法・合意管轄）

1. 本約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。
2. 本約款は、「金融商品取引法」、「外国為替及び外国貿易法」等その他の日本国の法律に準拠し、外国為替銀行取引で通常行われている慣行に基づき、当社が取り決める規程に従って解釈されるものとします。
3. 本約款、取引口座、本取引システム又は本取引に関連して当社との間に発生した紛争については、当社所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第36条（その他）

本約款に定めのない事項又は本約款の履行若しくは解釈につき疑義を生じた時は、「店頭外国為替証拠金取引説明書（金融商品取引法第37条の3の規定による契約締結前交付書面）」及び関係法令等に従うほか、双方誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

以上

平成19年9月30日制定
平成20年12月15日改訂
平成21年5月1日改訂
平成21年5月25日改訂
平成21年6月30日改訂
平成21年8月10日改訂
平成21年11月23日改訂
平成22年1月25日改訂
平成22年2月1日改訂
平成22年3月1日改訂
平成22年3月19日改訂

(別紙)

顧客区分管理信託契約におけるお客様の権利等に関する事項の概要

株式会社 EMCOM 証券(以下「委託者」という。)の店頭外国為替証拠金取引約款・規程集(以下「約款」という。)の第8条に記載されている委託者、DB 信託株式会社(以下「受託者」という。)及び大橋俊二との間の平成 22 年 2 月 22 日付顧客区分管理信託契約書(その後の変更を含み、以下「本信託契約」という。)における、顧客(約款上は「お客様」)の権利にかかる事項の概要(以下「本概要」という。)は、以下の通りとなります。

本書面において用いる用語の意味は、別段の定めがない限り、別紙 1 の定義集に定めるところによるものとします。

受益者 A 号元本受益者 顧客
B 号元本受益者 委託者

信託の目的 顧客が委託者に対して有する顧客預託金返還請求権を保全するため、委託者に委託者信用事由のいずれかが発生した場合に顧客に返還すべき金銭の管理・運用

本信託設定日 平成 22 年 3 月 1 日

信託終了日 平成 23 年 3 月 1 日 (但し、自動更新条項あり)

- (1) 信託された顧客預託金相当額は、委託者が預託を受け、顧客に返還すべき顧客預託金全額相当額以上の額です（但し、受託者は信託されている金額が顧客預託金相当額と同額かそれ以上であることの確認、検証を致しません。）
- (2) 本信託の受益権は、A号元本受益権及びB号元本受益権とし、A号元本受益権に係る受益者は顧客とし、B号元本受益権に係る受益者は委託者とします。
- (3) 当初の受益者代理人は、弁護士等である大橋俊二とします。
- (4) 受益者代理人は、下記(6)に定める事由が生じていない場合に限り、委託者、受託者、受益者代理人及び新たに受益者代理人になろうとする者の合意により変更されることがあります。
- (5) 委託者の地位が移転した場合であっても、本信託契約の定めに従い受益者代理人の地位が移転されるまで従前の受益者代理人がその職務を行うものとします。
- (6) 受益者代理人につき以下の事由が生じた場合、委託者は、受託者と協議の上、受益者代理人を解任することができます。この場合、委託者は、解任後10日以内に弁護士等である新たな受益者代理人を指定するものとします。但し、(ア)委託者信用事由が生じている場合、又は(イ)委託者が上記所定の期間内に新たな受益者代理人を指定しない場合には、受託者が委託者に代わって弁護士等である受益者代理人を選任することができるものとします。なお、受益者代理人が死亡した場合も上記と同様とします。

本信託契約に基づく受益者代理人の義務に違反があり、(ア)その違反が重大である場合、又は(イ)委託者又は受託者が相当の期間を定めて受益者代理人に是正を求めたにも拘わらず当該期間内に是正されなかった場合

倒産処理手続の開始が申し立てられた場合

受益者代理人としての職務を適切に遂行できない場合

後見開始又は保佐開始の審判が申し立てられた場合

成年被後見人又は被保佐人となった場合

反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条に定義する暴力団その他の社会的に批判を受け、又は受けるおそれのある事業を営んでいる者を含みます。以下同じ。）とのつながり・関わりが生じた場合

下記(7)に定める受益者代理人の表明保証に違反があり、(ア)その違反が重大である場合、又は(イ)委託者又は受託者が相当の期間を定めて是正を求めたにも拘わらず当該期間内に是正されなかった場合

その他受益者代理人を交代すべき正当な理由がある場合

- (7) 受益者代理人は、受託者に対し、本信託契約締結日及び本信託設定日において（本信託契約に基づき新たな受益者代理人が指名された場合は当該受益者代理人の就

任の日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明保証するものとします。

現在、倒産処理手続の開始が申し立てられておらず、かつ、過去、これらの手続きの開始が申し立てられていないこと。但し、本信託設定日における倒産処理手続の開始申立については、当該申立が取下げ又は却下される見込みであることが極めて明らかである場合を除きます。

受益者代理人としての職務を適切に遂行する客観的能力・体制を具備していること。

現在、後見開始又は保佐開始の審判が申し立てられておらず、かつ、過去、これらの審判が申し立てられていないこと。

反社会的勢力とのつながり・関わりがないこと。

- (8) 受益者代理人は、本信託契約及び適用法令に基づき行うべき事務（ただし、法令上、弁護士等である受益者代理人の行うべきものとされるものを除きます。）を、委託者の内部管理責任者に委託することができるものとします。
- (9) 受益者代理人は、法令等に違反しない限り、また、本信託契約において別途の定めがある場合を除き、受託者が信託事務（但し、本信託契約の計算に係る事務その他受託者の裁量の無い事項を除きます。）を遂行するに際し、受託者に対し、指図、承諾その他の意思決定をする権限を有するものとします。但し、法令上、許容される範囲において、信託法第150条第1項に基づく信託の変更を命ずる裁判の申立権、及び信託法第165条第1項に基づく信託の終了を命ずる裁判の申立権については行使いたしません。なお、A号元本受益者に関しては、受益者代理人のみが受託者に対し信託法第39条に定める他の受益者の氏名等の開示を請求できるものとします。
- (10) 委託者は、本信託に本信託財産の元本の評価額から信託報酬留保金勘定残高を差し引いた額が顧客区分管理必要額に満たなくなった場合には、満たなくなった日の翌営業日から起算して2営業日以内に、その不足額に相当する金銭を本信託財産に追加信託する他、A号元本受益者の権利・利益を保護するため、必要な措置を講じます。
- (11) 受託者は、信託法第34条第1項第2号口の規定に従い、本信託財産を固有財産及び他の信託財産と分別して管理することにします。
- (12) 本信託契約の契約期間は本信託設定日から1年で、本信託契約の契約期間満了日の60日前までに、受託者又は委託者いずれか一方から他方に対して、書面による契約終了の意思表示を行わない限り、本信託契約の契約期間は、さらに1年間延長され、その後、延長された期間についても同様です。
- (13) 本信託契約は、契約期間満了日前においては、受託者、委託者及び受益者代理人の合意がある場合でかつ法令等に反しない場合に限り、その全部又は一部の解約をすることができるものとします。ただし、委託者信用事由が生じている場合、ま

たは生ずる恐れがあると受益者代理人又は受託者が合理的に判断する場合は、受託者及び受益者代理人の合意がある場合でかつ法令等に反しない場合に限り、その全部又は一部の解約をすることができるものとします。なお、上記に拘わらず、委託者は、本信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額と信託報酬留保金勘定残高の合計額を超過する場合に、その超過額の範囲内で本信託契約の全部若しくは一部の解約を行う場合、又は他の顧客区分管理信託に係る信託財産として信託することを目的として本信託契約の全部若しくは一部の解約を行う場合のいずれかに該当することを予め受益者代理人が書面により確認した場合には、委託者信用事由が発生している場合を除き、本信託契約の全部又は一部の解約をすることができます。

- (14) 受託者は、経済情勢の変化その他相当の事由により信託目的の達成又は信託事務の遂行が困難となったと認めた場合、又は本信託契約に基づく委託者の義務違反があり、受託者が委託者に対して催告を行ったにも拘わらず、当該催告到達後1週間以内に当該違反が治癒されない場合は、委託者及び受益者代理人(受益者代理人が存在しない場合には、委託者のみ)に対し、相当な期間をもってする書面での予告により、受託者を辞任することができるものとします。この場合、受託者は、辞任によって生じた損害について、その責を負わないものとします。
- (15) A号元本受益権は、委託者につき以下のいずれかの事由が生じた場合にのみ行使することができるものとします。受託者に対するA号元本受益権の行使は、受益者代理人が存在する限り、各A号元本受益者がそれぞれ個別に行うことなく、受益者代理人が一括してこれを行うものとします。ただし、他の規定に拘わらず、受益者代理人が顧客預託金の返還等のために必要と判断した場合、A号元本受益権は、当該受益者代理人により、全てのA号元本受益者について一括して行使されるものとします。その場合、受益者代理人は、受託者に書面で通知することにより、本信託契約を終了することができるものとします。

委託者が支払不能、支払停止もしくは債務超過に陥り、又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合

委託者が、本信託契約およびこれに関連する契約に基づく取引に関する委託者の義務の履行能力に重大な悪影響を及ぼす合併、事業譲渡、又は事業の変更もしくは再編成を行った場合

金融商品取引法第52条第1項若しくは第4項、第53条第3項又は第54条の規定により金融商品取引法第29条の登録を取り消されたとき。

金融商品取引法第52条の2第1項若しくは第3項又は第54条の規定により法第33条の2の登録を取り消されたとき。

破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき(外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内において破産手

続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき。)

金融商品取引業等の廃止（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けたすべての営業所又は事務所における金融商品取引業等の廃止。 において同じ。）をしたとき、若しくは解散（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けた営業所又は事務所の清算の開始。 において同じ。）をしたとき、又は金融商品取引法第50条の2第6項の規定による金融商品取引業等の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

金融商品取引法第52条第1項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第7号 に該当する場合に限り。）を受けたとき。

内閣総理大臣が、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）第490条第1項の規定による破産手続開始の申立てを行ったとき。

内閣総理大臣が、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第379条、第448条又は第492条の規定による通知その他特別清算に関する通知を受けたとき。

委託者及び受益者代理人は、委託者につき上記各号に定めるいずれかの事由が生じた時は、直ちに受託者に通知するものとします。

- (16) 基本的に、本信託契約に関するA号元本受益者の行為、A号元本受益者を相手方とする委託者又は受託者の行為については、受益者代理人のみがこれを行い又は受益者代理人のみを相手方として行います。
- (17) A号元本受益者がA号元本受益権を行使する場合にそれぞれのA号元本受益者に支払われる金額は、当該A号元本受益権の行使の日における元本換価額（本信託財産（A号元本受益権の元本部分に限り。）を換価して得られる額をいいます。）に、当該日における顧客区分管理必要額に対する当該A号元本受益者に係る個別顧客区分管理金額の割合を乗じて得た額（当該額が当該個別顧客区分管理金額を超える場合には、当該個別顧客区分管理金額）とします。
- (18) 本信託契約は次の場合に終了します。

上記（15）の規定により、本信託契約が終了したとき
契約期間が満了したとき

本信託契約に規定する委託者による表明保証違反の場合の規定又は上記（13）の規定により、本信託契約の全部が解約されたとき

委託者による本信託契約の違反があった場合で、(ア)その違反が重大であるとき、又は(イ)受託者が相当の期間を定めて委託者に是正を求めたにも拘らず当該期

間内に是正されなかったとき。ただし、この号の規定に基づく終了は、法令上、許容される場合に限るものとします。

下記（１）又は（２）に定めるもののほか、信託法第163条各号に定める事項が発生したとき。ただし、この号の規定に基づく終了は、法令上、許容される場合に限るものとします。

イ) 受益者代理人が存在しない状態が30日以上継続した場合

ロ) 金融商品取引法その他の法令等の改正により本信託契約の変更が必要な場合で、法令等の改正の施行日までに、第36条に規定される受託者、委託者及び受益者代理人の間での変更の合意に至らなかったとき

- (19) 受託者は、本信託金の管理事務及び本信託財産の保存に必要な事務の履行に関し、善良なる管理者としての注意義務（善管注意義務）を負っていますが、以下の義務は負っていません。

本信託契約に基づき又はこれに関連して委託者、受益者代理人その他の第三者から受領する通知、報告その他の情報に従って信託業務を遂行すべき場合において、当該通知、報告その他の情報の内容の真実性、正確性若しくは完全性等につき、独自に調査、検証・確認又は検討等を行うこと。

委託者（B号元本受益者として行う場合を含みます。）又は受益者代理人の指図に従って信託業務を遂行すべき場合において、当該指図の合理性や、当該指図に従った場合にもたらされる結果につき、独自の検証又は検討を行うこと。

信託業務の遂行に当たり、弁護士、公認会計士及び税理士その他の専門家である第三者に対し助言を求め、又は事務を委託した場合において、当該助言の内容につき自ら精査・検証し、又は事務の遂行状況につき管理・監督すること。なお、受託者は、信託業務の遂行に当たり合理的に必要と考えた場合には、委託者又は受益者代理人の指図を求めることなく、自ら適当と考える専門家に対し、助言を求め、又は事務の委託を行うことができるものとします（当該専門家に係る費用は、諸費用を構成するものとします。）

委託者、受益者代理人、受益者又はこれらの代理人が行った行為につき、管理・監督すること。

顧客預託金のうち、本信託金として信託設定することが必要となる金額を算定すること。

その他、受託者の善管注意義務に関して、以下の規定が適用されます。

委託者が上記（10）等に定める金銭の追加信託を行わなかったこと、又は本信託契約の定めに従って通知若しくは指図を行わなかったことにより本信託財産に生じた損害について受託者は責任を負いません。

受託者は、（ ）受託者が本信託契約に基づく受益者代理人又は委託者の意思決定に従った行為、（ ）受託者が受益者代理人の承諾を得てした行為、（ ）受託者

が委託先に対し本信託契約に基づく信託事務を委託した行為、()委託者、受益者代理人、受益者又は委託先の行為、又は()本信託契約において指定されている行為の結果として生じた損害について、法令上、許容される範囲において、責任を負わないものとします。

受託者は、本信託契約に基づく信託事務を処理するにあたり、弁護士、公認会計士その他の専門家の助言を得るときは、かかる助言に依拠した事務処理の結果として生じた損害について、法令上、許容される範囲において、責任を負わないものとします。

受託者は、本信託契約に基づく信託事務の処理に関連して本信託契約の当事者、委託先その他の本信託に関連する者から受領する指図その他の通知がなされるときは、その作成又は内容につき明らかに虚偽と認められる場合を除き、かかる通知に依拠して信託事務を処理することができ、その作成又は内容が虚偽であったことに基づき生じた損害について、責任を負わないものとします。

- (20) 受託者は本信託契約の定め及び受益者代理人の指図等に従い信託事務を履行します。また、受託者は、本信託契約の定めに従い、第三者に対し信託事務を委託することがあります。
- (21) 受託者は本信託契約の定めに従い委託者に対し信託報酬を請求しますが、本信託財産から収受することもできます。
- (22) 受託者は委託者、受益者代理人、A号元本受益者、B号元本受益者又はその他何人に対しても、証拠金元本を保証しません。
- (23) 受託者は、委託者又は受益者代理人による指図、承諾その他の意思決定が遅れたことにより、又は、本信託契約の定めに従い委託者又は受益者代理人の指図を求めることなく信託業務を遂行したことにより、受益者又は本信託財産に損害等が生じたとしても、一切責任を負いません。
- (24) 受益者代理人は、本信託契約の目的に従い善良な管理者の注意をもって受益者代理人としての義務を履行します。
- (25) 本信託契約において受益権証書の作成・交付はなされません。
- (26) 本信託契約の受益権は譲渡又は質入することはできません。
- (27) 受託者が本信託契約に従って信託事務を遂行することに伴い委託者、受益者代理人又は受益者に対して本信託契約に関連して負担する債務(委託者又は元本受益者に対して負担する損害賠償債務を除く。)の責任財産は本信託財産に限定されるものとし、受託者の固有財産には及ばないものとします。本信託財産が当該債務の履行をするのに不足する場合には、受託者以外の本信託契約の当事者に対する受託者の残存債務は、直ちに消滅するものとします。委託者、受益者代理人又は受益者は、受託者が本信託契約に従って信託事務を遂行することに伴い委託者、受益者代理人又は受益者に対して本信託契約に関連して負担する債務(委託者又

は受益者に対して負担する損害賠償債務を除く。)に係る債権の満足を得るため、本信託財産以外の受託者のいかなる財産に対しても民事執行手続又は民事保全手続に係る申立を行わないものとし、かかる申立を行う権利を放棄するものとします。

- (28) 委託者、A号元本受益者及び受益者代理人は、本信託財産につき、倒産処理手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てないものとし、また、第三者による申立てに対し参加及び同意しないものとします。委託者は、B号元本受益者兼委託者として、この規定に同意します。受託者は、本信託の受益権に係る受益債権の全額の支払が完了してから1年と1日を経過するまでの間、本信託財産につき、倒産処理手続開始を自ら又は第三者を通じて申し立てないものとし、また、第三者による申立てに対し参加及び同意しないものとします。ただし、受託者が本項に従うことが、適用法令又は受託者の本信託契約に基づく善管注意義務に違反し、又は違反するおそれがある場合には、この限りでないものとします。

- (29) 本信託財産に係る破産手続については、以下の規定が適用されるものとします。

破産法第10章の2の規定に基づき、本信託財産につき破産手続開始の申立てがなされた場合、かかる申立ての時点における受益権に係る元本金額相当額を、当該受益権の元本の償還として支払うよう請求する権利が発生し、かつ、直ちにその履行期が到来するものとします。但し、当該申立てが却下された場合には、本による元本金額相当額の請求権発生の効果及び当該請求権についての履行期到来の効果は生じなかったものとみなします。

破産法第10章の2の規定に基づき、本信託財産につき破産手続が開始され、かつ、係属している場合には、適用ある法令に反しない限り、以下の特例に従うものとします。

- () 委託者又はA号元本受益者は、その有する受益権につき、当該破産手続の開始直前の本信託の計算期日までに現実に発生しており、かつ、支払がなされていない元本償還請求権及び収益配当請求権を受益債権として、当該破産手続に参加することができます。
- () 上記()の規定に拘わらず、受託者の本信託財産を交付する債務(上記()に定める委託者又はA号元本受益者に対する債務に限られないが、信託法第2条第9項に定める信託財産責任負担債務に限ります。)の効力は、以下一から四までに定める優先順位の最も高い項目を除き一旦停止され、以下一から四までに定める優先順位のより高い項目の支払(配当、寄託を含みます。)が完全に行われることを停止条件として効力を生じます。また、上記()に定める受益債権の金額については、本()による停止条件が成就した時点における本信託財産の金額を上限としてのみ生じるものとします。

- 一 信託報酬、公租公課、送金手数料その他諸費用を本信託財産から支弁し、又は必要額を受託者に留保します。
- 二 返還可能額のうち各顧客のA号元本受益権相当額の合計を受益者代理人に交付します。
- 三 受益者代理人は遅滞なく各顧客のA号元本受益権相当額を当該顧客の指定する預貯金口座に振り込みます。
- 四 受託者は、返還可能額から各顧客のA号元本受益権相当額の合計を控除した後、さらに残額がある場合、当該残額を委託者に交付します。但し、受託者は、委託者の当該残額請求権と受託者が委託者に対して有する債権(受託者の固有財産に属する債権であるか本信託財産に属する債権であるかを問わない。)を対当額で相殺することができるものとします。

() 本信託契約のうち本信託契約が終了した場合に本信託財産を交付する旨の規定は、当該破産手続終了後の残余財産(もしあれば)についてのみ、かつ、当該破産手続の終結後に限り、適用します。

委託者又はA号元本受益者に対し、上記 ()の規定により効力を生じていない債務に係る支払がなされた場合には、かかる支払を受けた委託者又はA号元本受益者は、直ちに受領した金員を受託者に返還するものとします。

- (30) 信託法第149条第2項及び第3項に拘わらず、本信託契約は、委託者、受託者及び受益者代理人(受益者代理人が存在しない場合は、委託者及び受託者)の書面による合意によってのみ変更されるものとします。但し、金融商品取引法その他の法令等の改正その他やむを得ざる事情により必要が生じた場合は、委託者及び受託者は、受益者代理人の同意を得て、本信託契約を変更することができます。なお、本信託契約の変更に関連して受託者が負担する費用(弁護士報酬を含みます。)は諸費用として、本信託契約に従い、委託者又は本信託財産から支払われるものとします。
- (31) 本信託に関して受託者が行う公告については、法令に別段の定めがある場合を除き、日刊工業新聞に掲載して行うものとします。

(別紙 1)

定義集

以下の用語は、本概要において、以下に定める意味を有するものとします。

委託者信用事由：本概要（15）各号に掲げる事由

A号元本受益者：本概要（2）に規定するA号元本受益権に係る受益者

顧客：本信託設定日以降（当日を含みます。）本信託の終了日（当日を含みます。）までの期間において、委託者に対して顧客預託金返還請求権を有する又は取得する委託者の顧客

顧客区分管理必要額：内閣府令第143条の2第1項第6号に定める顧客区分管理必要額

顧客預託金：委託者の顧客が委託者の店頭外国為替証拠金取引約款・規定集に従った店頭外国為替証拠金取引に関して委託者に預託した証拠金その他の保証金

個別顧客区分管理金額：内閣府令第143条の2第1項第6号に定める個別顧客区分管理金額

受益者：A号元本受益者及びB号元本受益者

諸費用：本信託の信託事務の処理に関連して発生した損害等、受益者代理人に係る費用、第20条の規定に基づく信託事務の委託に係る費用その他の諸費用

信託報酬留保金勘定：本信託契約に係る信託報酬並びに公租公課及び諸費用を保管するための勘定

信託目的：本概要表記要項に「信託の目的」として記載している事項

損害等：損害、損失、費用（合理的な範囲の弁護士、会計士、税理士、監査法人等の報酬及び費用を含みます。）又は責任（第三者からの請求によるものを含みます。）

倒産処理手続：破産手続又は再生手続その他法令上適用のありうる倒産処理手続(将来、新たに制定され、又は本信託財産に適用される手続を含みます。)

当初信託元本：本概要表記要項記載の当初信託元本

内部管理責任者：社団法人 金融先物取引業協会の規程に従い委託者が内部管理担当取締役として届け出ている者

B号元本受益者：本概要(2)に規定するB号元本受益権に係る受益者

弁護士等：内閣府令第143条の2第1項第2号に定める弁護士等

本信託：本信託契約に基づいて設定される信託

本信託金：本信託契約の定めに従い委託者が受託者に対して信託した金員

本信託契約：平成22年2月22日付株式会社EMCOM証券、DB信託株式会社及び大橋俊二との間の顧客区分管理信託契約

本信託契約締結日：本信託契約を締結する日

本信託財産：本信託に係る信託財産

本信託設定日：本信託が設定される日

返還可能額：本信託財産から信託報酬、公租公課、送金手数料その他の諸費用(本信託契約第6条の2に定める取引に基づいて受託者が負担又は支出した金額を含みます。)を支弁し、又は必要額を受益者代理人に支払い若しくは受託者に留保した後の残額

(参照条文)

信託法第2条第9項

この法律において「信託財産責任負担債務」とは、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務をいう。

信託法第34条

受託者は、信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、分別して管理しなければならない。ただし、分別して管理する方法について、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

- 一 第十四条の信託の登記又は登録をすることができる財産（第三号に掲げるものを除く。） 当該信託の登記又は登録
 - 二 第十四条の信託の登記又は登録をすることができない財産（次号に掲げるものを除く。） 次のイ又はロに掲げる財産の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
 - イ 動産（金銭を除く。） 信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを外形上区別することができる状態で保管する方法
 - ロ 金銭その他のイに掲げる財産以外の財産 その計算を明らかにする方法
 - 三 法務省令で定める財産 当該財産を適切に分別して管理する方法として法務省令で定めるもの
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる財産について第十四条の信託の登記又は登録をする義務は、これを免除することができない。

信託法第39条

受益者が二人以上ある信託においては、受益者は、受託者に対し、次に掲げる事項を相当な方法により開示することを請求することができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

- 一 他の受益者の氏名又は名称及び住所
 - 二 他の受益者が有する受益権の内容
- 2 前項の請求があったときは、受託者は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。
- 一 当該請求を行う者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - 二 請求者が不適当な時に請求を行ったとき。
 - 三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 - 四 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事

するものであるとき。

五 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

六 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

信託法第 149 条

信託の変更は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる。この場合においては、変更後の信託行為の内容を明らかにしてしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、信託の変更は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによりすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。

一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び受益者の合意

二 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示

3 前二項の規定にかかわらず、信託の変更は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者による受託者に対する意思表示によってすることができる。この場合において、第二号に掲げるときは、受託者は、委託者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。

一 受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 委託者及び受益者

二 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 受益者

4 前三項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

5 委託者が現に存しない場合においては、第一項及び第三項第一号の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し」とあるのは、「第二号に掲げるときは、受益者に対し」とする。

信託法第 150 条

信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至ったときは、裁判所は、委託者、受託者又は受託者の申立てにより、信託の変更を命ずることができる。

- 2 前項の申立ては、当該申立てに係る変更後の信託行為の定めを明らかにしてしなければならない。
- 3 裁判所は、第一項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。
- 4 第一項の申立てについての裁判には、理由の要旨を付さなければならない。
- 5 第一項の申立てについての裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者は、即時抗告をすることができる。
- 6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

信託法第163条

信託は、次条の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

- 一 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。
- 二 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したとき。
- 三 受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が一年間継続したとき。
- 四 受託者が第五十二条（第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により信託を終了させたとき。
- 五 信託の併合がされたとき。
- 六 第百六十五条又は第百六十六条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき。
- 七 信託財産についての破産手続開始の決定があったとき。
- 八 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第五十三条第一項、民事再生法第四十九条第一項又は会社更生法第六十一条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項及び第二百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。
- 九 信託行為において定めた事由が生じたとき。

信託法第165条

信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。

- 2 裁判所は、前項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。
- 3 第一項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。
- 4 第一項の申立てについての裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者は、即時抗告をすることができる。
- 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。